

○印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の旅費に関する規程

令和7年3月31日

水道企業部管理規程第2号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、公務のため旅行する印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員（以下「職員」という。）に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第2条 この管理規程において、「職員」とは、印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の職の設置に関する規程（昭和56年印旛郡市広域市町村圏事務組合規程第2号）第2条に規定する職員をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員に対し支給する旅費の種類、基準及び支給方法は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員等の旅費に関する条例（平成13年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号）に基づいて支給される事務局の一般職職員の例による。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、職員の旅費に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の旅費に関する規程の廃止)

- 2 印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の旅費に関する規程（平成8年印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部管理規程第4号。）は廃止する。

(経過措置)

- 3 改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の旅費に関する規程の規定は、この改正後の規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお、従前の例による。